

魚森ゴータロー後援会規約

第1条 (名称・所在地)

本会は、魚森ゴータロー後援会と称し、主たる事務所を大阪市におく。

第2条 (目的)

本会は、魚森豪太郎氏を後援することにより、国政の発展と国民生活の向上を図り、あわせて会員相互の親睦を深めることを目的とする。

第3条 (事業)

本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1 講演会、座談会等の開催
- 2 会報等の発刊及び配付
- 3 関係諸団体との連携
- 4 その他本会の目的達成のため必要な事業

第4条 (会員)

本会は、第2条の目的に賛同し、入会申込書を提出した者をもって会員とする。

第5条 (役員)

本会に次の役員をおく。

- | | | | | | |
|---|---|-----|----|---|----|
| 会 | 長 | 1名 | | | |
| 副 | 会 | 長 | 2名 | | |
| 幹 | 事 | 若干名 | | | |
| 会 | 計 | 責 | 任 | 者 | 1名 |
| 監 | 事 | 2名 | | | |

第6条 (役員を選出及び任期)

- 1 役員は総会において選出する。
- 2 役員の任期は1年とする。但し、再任を妨げない。

第7条 (会議)

- 1 会長は毎年1回の通常総会、その他必要に応じて臨時総会を招集する。
- 2 会長は必要に応じ役員会を招集する。

第8条 (経費)

本会の経費は、会費は無料、寄附金その他の収入をもって充当する。

第9条 (会計年度及び会計監査)

- 1 本会の会計年度は、毎年1月1日より12月31日までとする。
- 2 会計責任者は、本会の経理につき年1回監事による監査をうけ、その監査意見書を付して総会に報告する。

第10条 (規約の改廃)

本規約の改廃は、総会において決定する。

第11条 (補則)

本規約に定めなき事項については、役員会で決定する。

※ 附 則

本規約は、平成26年9月9日より実施する。